

●退職して一括徴収…未徴収分を一括徴収して納付する場合

処理の流れ： 送付
事業所（異動届の上欄と2欄を記入） ⇒ うるま市役所市民税課

年税額 137,800円

月割額		合同会社 珊瑚商事の 徴収済み
6月	12,400円	
7月	11,400円	
8月	11,400円	
9月	11,400円	
10月	11,400円	
11月	11,400円	まだ徴収 した日の 属する月の 納期限
12月	11,400円	
1月	11,400円	
2月	11,400円	
3月	11,400円	
4月	11,400円	
5月	11,400円	

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度1. 現年度2. 新年度3. 両年度

うるま市町村長殿		〒704-××××	うるま市勝連平安名1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号	09××××××××																			
令和 8年 10月 29日提出		フリガナ	サンゴショウジ										宛 名 番 号																				
		氏名又は名称	合同会社 珊瑚商事										担 連 者 先	所 属 氏 名	給与係 沖縄 花子																		
		個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話 098-973-5382 内線 (182)																	
給 与 所 得 者	フリガナ	ウルマ ユウコ																															
	氏 名	うるま 佑子																															
	生年月日	S50年 12月 10日																															
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6																				
	受給者番号																																
異 動 後 の 住 所	1月1日 現在の住所	うるま市具志川3-12-5																															
	異動後の 住 所																																
		137,800 円																															
		58,000 円																															
		79,800 円																															
		R8 年 1 月 10 日 31 日																															
		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由																															
		2 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)																															

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)										法 人 番 号																				
	所 在 地											所 属 氏 名																				
	フリガナ											担 当 者 連 絡 先																				
	氏名又は名称											電 話																				
													新しい勤務先へは、月割額 _____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																			
													受給者番号																			
													納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入																		

2. 一括徴収の場合

理 由	1 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)										左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分） 納入します。																		
		11 月 5 日	79,800 円																												

3. 普通徴収の場合

理 由	1 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため											※市町村記入欄																			